

第7章 景観

①景観の保全と創造

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため、平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。また、地域の優れた景観の保全や新たな景観づくりへの支援・啓発を行っています。

なお、平成16年12月に「景観法」が制定され、景観行政を担う団体を「景観行政団体」として位置づけ、現在のところ県内7市5町が同団体となり、よりきめ細かな景観づくりに取り組んでいます。

a. 大規模行為・宍道湖景観形成地域内における行為の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

・大規模行為の届出

(松江市、浜田市、出雲市、大田市、江津市、益田市、奥出雲町、津和野町、海士町を除く市町村区域)

・宍道湖景観形成地域内における行為の届出

(全域が松江市又は出雲市の区域にあり、同市の条例により届出を行うため、県に届出は不要)

b. 公共事業等の景観形成

島根県公共事業等景観形成指針を策定しており、県は遵守することとし、国、県以外の地方公共団体等に対しては配慮するよう要請しています。

c. しまね景観色彩ガイドライン

景観形成に重要な役割を果たす色彩について、島根の良好な景観にふさわしい色彩設計の方向性や推奨色を示すため、ガイドラインを策定しています。

d. しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「しまね景観賞」を実施しています。平成5年度に創設し、令和7年度で33回目を迎えます。



第32回優秀賞 木次の桜並木と桜守
(雲南市木次町木次)



第32回優秀賞 美保関灯台
(松江市美保関町美保関)

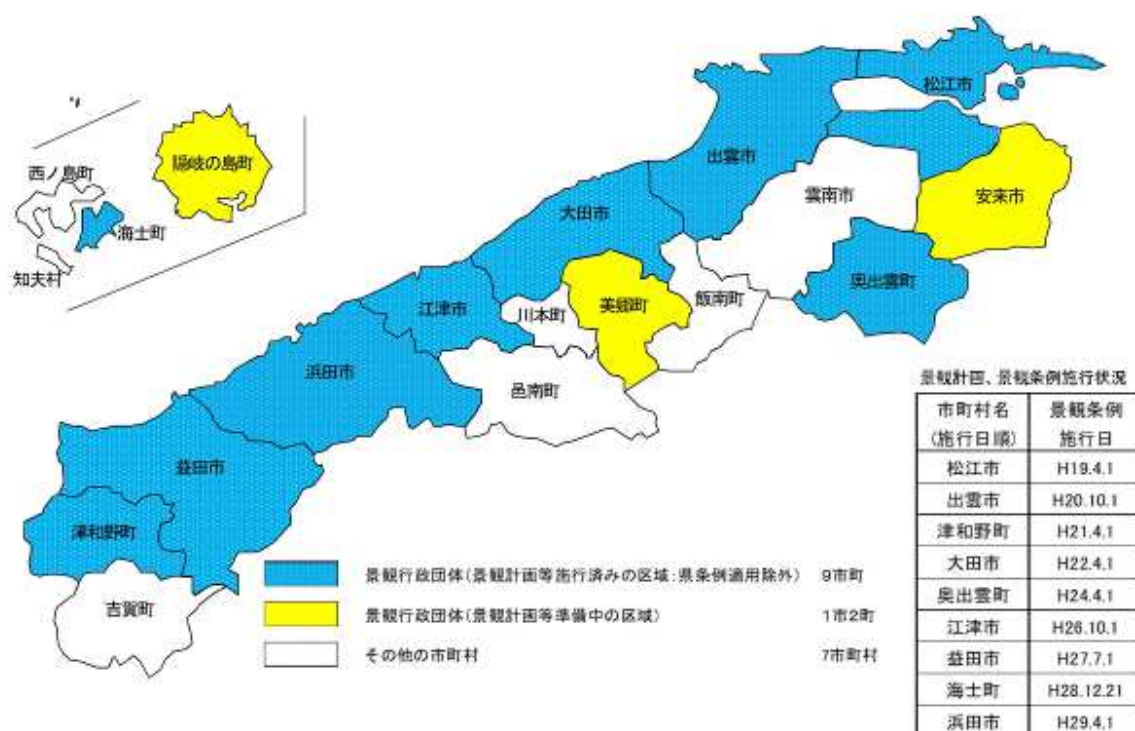
e. 景観アドバイザー派遣事業

建築、造園、デザイン等の専門家を「景観アドバイザー」として委嘱し、県民や市町村が行う建築、緑化、修景等に対して技術的な助言を行い、景観づくりを支援しています。

f. 築地松景観の保全

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

g. 景観法に基づく景観計画及び景観行政団体（令和7年4月1日現在）



h. 屋外広告物行政

街中や道路沿いにあるはり紙や立看板などの屋外広告物は、都市化や情報化の進む現代、私たちに有益な情報を提供してくれます。しかし、誰もが目立とうとして無秩序に掲出されると、まちの景観や安全は損なわれてしまいます。このため、島根県では屋外広告物法に基づき、島根県屋外広告物条例を定め必要な規制を行っています。

(参考) 松江市は、別途、松江市屋外広告物条例を制定しています。